

V 模擬授業

1 模擬授業の目的

事前アンケートにおける結果等から、児童生徒はいじめに関する法的知識がやや不足しており、それに関連して「どんなことがいじめに該当するか」という基準が個人によって異なることが予想される。

そこで、専門家の知見を踏まえて児童生徒に講義いただくことで、いじめに関する法的知識やいじめの基準について児童生徒の知的理解を促すことを目的に、本事業に協力をいただいた有識者2名に以下の模擬授業を依頼した。

2 映像教材を用いたいじめ未然防止授業（P23～P25）

（1）概要

いわゆる「物隠し」が、「ふでばこさがしゲーム」として「楽しさ」の中で行われることでいじめであることが見えにくい事例を取り上げ、いじめの基準について、児童の知的理解を促す。



CHANGERS

（2）授業者

敬愛大学教育学部准教授 阿部 学 氏

（3）対象

小学校1～3年生（実施校：茂原市立茂原小学校・萩原小学校）

（4）参照

上記模擬授業は阿部氏も作成に参画している「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。Changers」のホームページに記載される教材を用いたものである。

3 法的理解をもとにしたいじめ未然防止授業（P26～P29）

（1）概要

法的専門家の知見をもとに、物の貸し借りをめぐっていじめに発展した事例をもとに、いじめとはどのような行為を指すか、また、いじめは法的にはどのように定義されるかについて、児童生徒の知的理解を促す。

（2）授業者

宮本国際法律事務所 弁護士 真下 麻里子 氏

（3）対象

小学校4年生～高等学校3年生（実施校：茂原市立茂原小学校・萩原小学校・茂原中学校・千葉県立長生高等学校・茂原高等学校・茂原樟陽高等学校）

（4）参照

上記模擬授業は、真下氏が執筆した以下の書籍に掲載されているものである。

○真下麻里子『弁護士秘伝！教師もできるいじめ防止授業』（教育開発研究所2019年）

2025年度 千葉県いじめ未然防止事業 模擬授業 授業者 阿部 学 氏

マンガ教材を活用した小学校低～中学年向け授業

1. 使用する教材

「楽しい? ふでばこさがしゲーム」

掲載サイト 「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。Changers(チェンジャーズ)」(以下、Changers)

<https://wearechangers.jp/>

2. 本教材について

(1) 制作の意図

本教材は、主人公ケントが「置いてあったはずのふでばこが見あたらない」と困っている場面から始まる。友達二人がいたずらで隠したという訳である。二人には「ケントをいじめてやろう」という強い悪意がある訳ではない。二人は遊び半分、つまり「いたずら」のつもりでふでばこを隠しており、ふでばこを探すことを楽しい「ゲーム」と認識している。

最初は二人の「ゲーム」にノットたふりをしていたケントであったが、「ゲーム」は何日も続き、うんざりした気持ちになってくる。ケントは控えめに「そろそろやめない?」と訴えてみるものの、二人は「こんなのただのゲームじゃん」と返し、訴えを無効化してしまう。二人が醸し出すのは、一見すると楽しい雰囲気であり、そうした中で友達に「やめて」と強く訴えるのはためらわれる。ケントは「これくらい自分が我慢すべきだろうか」と思い悩む。

こうした例のように、友達に「ドッキリ」のようないたずらをしかけて、反応を見て楽しむ様子が見られることがある。双方が純粋に楽しんでいる場合もありうるが、いたずらをされている側が苦痛を感じている場合もあるだろう。自分一人は何も分かっておらず右往左往する様子を、他者から好奇の目で見られることは、強いストレスにつながる。

本教材をとおして、なぜこうした問題が起こってしまうのか、「ドッキリ」のようないたずらをしかける心理とはいかなるものなのか、しかけられた側の苦痛とはいかなるものか、教材から想像をふくらませて話し合いを深めていきたい。

(2) 話し合いのポイント

子どもたちと話し合いを行う際に、次のようなポイント(問題意識)を想定しながら、柔軟に話を広げていくことにする。

- 「ドッキリ」のようないたずらをする人は、何がそんなに楽しいのだろうか?
- 「ドッキリ」のようないたずらをされて、嫌な気持ちになることはあるだろうか? 嫌な気持ちになるのはなぜだろうか?
- 同じ遊びをしていて、楽しい人と楽しくない人がいるのはなぜだろうか?
- 友達と遊びやわるふざけをして楽しい気分である中で、もしかしたら嫌な気持ちをしている人もいるかもしれない。どうしたら、そうした人に気づけるだろうか?

(Changers ウェブサイトをもとに一部修正して記載)

3. いじめ未然防止授業としての授業デザイン

子どもたちの学びをデザインするにあたり、本授業が「いじめ未然防止授業」であることを念頭に、次の点を意識する。

- 子どもたちの声を聞くことを中心とする(できるだけ本音や割り切れない気持ちを出してもらえるようにする)。いじめ予防の仕方は先生から教えてもらうものではなく、自分たちで考えるものだと思ってもらいたい。
- いじめかどうかは誰の目にも明らかな状況ではなく、判断に迷う者もいるような状況を描いた教材を用いる。いじめ防止のためには、その状況がいじめと判定されてからでは遅く、いわゆるいじめの芽・種のような状況で判断していくことが重要である。(これから自律的な脱傍観者となるためにも、法的な視点で状況を判断するためにも、あやふやな状況について自分なりに考えることは重要である)
- 実施対象である1、2、3年生に同じ教材を用いる。一般的な授業づくりのセオリーではありえないかもしれないが、いじめ等の状況については、発達段階にかかわらず誰でも思うところがあるはずである。そうした想定のもと同じ

教材で、その学年なりの展開を試みたい。

- オープンエンドとする。いじめ防止のためには、「答えのよくわからない問題について考え続ける」という姿勢が重要である。一般的な授業のようなまとめにこだわらず、もやもやが残ったまま終わることを厭わない。

4.授業展開(45分)

(1)授業者の自己紹介

- リラックスして声を出しやすくすることをねらい、少しやりとりをする。

(2)マンガ教材を視聴する。

- 最初にタイトルを提示し、どんな話が想像してもらおう。「たのしい」「ゲーム」からポジティブな反応があるかもしれない。
- 教材を見る。すぐに発問をせず、近くの児童同士で率直な感想を伝え合う。

(3)主人公のケントがどんなことに困っていたか、概略を確認する。

- どうしてこんなことになってしまったのか。ケントを助けるためにも、みんながどんな気持ちだったのかを丁寧に追っていくことにする。

(4)ワークシートを配付し、まずは登場人物の気持ちを掘り下げていく。

- ①ふでばこさがしをしているとき、ケントさんはどんな気持ちだったでしょう？
- ②リョウスケさんとワカナさんは、どんな気持ちでふでばこをかくしているのでしょうか？
- ケント、リョウスケ、ワカナの気持ちを丁寧に追っていく。
- ケントのいやな気持ち、それをごまかす気持ち。リョウスケ・ワカナのケントをばかにする気持ち、ふざけて楽しい気持ち。相手の気持ちを考えるからこそ嫌がらせをしてしまう。等。そのような複雑な気持ちがあることに話し合いがおよぶとよい。
- 話の流れによっては、「これって、いじめ？」と問いかけ、法的な定義を解説する。

(5)困った状況であることはわかったのだが、問題解決のためには何が必要か考える。

- ③ケントさんは、これからどうしたらよいのでしょうか？ あなたからアドバイスをしてあげてください！
- ケントへのアドバイスという設定で、「どうしたらよいか？」考える。
- 複数種類のアイデアが出されるとよい。

(6)まとめ。

- まとめとして、自分が考えたことを書く。
- 今日のようなことが起こらないようにするにはどうするか、起こったときにどうするか、これからも考え続けてほしいことを伝える。
- 他の学年でも同じことを考えている。知っている人がいたら、「どう思うか？」聞いてみてほしい。また、家に帰ったらおうちの人に今日の授業のことを話してほしい。

5.授業のねらい

上のような授業展開によって、いじめ問題の難しさについて、より高次のレベル(1→3)で想像できることをねらう。ただし、学年や個々人によってレベル感は変わるため、一律にゴールは設定しない。

1. 人の嫌がることはしない。嫌なことをされたらいやだと言う。困っている人を助ける。
2. 楽しいゲームだと思っているものでも、嫌だと思っている人はいる。嫌がらせをしていることに気づかないこともある。嫌がらせをされている人も自分が我慢すればいいと思いきんでしまうことがある。
3. 相手の気持ちを考えるからこそ、嫌がらせもできてしまう。言い逃れもできてしまう。我慢することによって「いじめ」が「いじめ」として扱われなくなることがありうる。

以上

だのしん らびぼろがし ゲーム

名前 ()

- ① らびぼろがしをしているとき、ケントさんはどんな気持ちだったでしょう？



- ② リョウスケさんとワカナさんは、どんな気持ちでらびぼろをかくしているのでしょうか？

- ③ ケントさんは、これからどうしたらよいのでしょうか？あなたからアドバイスをしあげてください！



おしめ 今日 の 授業 で 考えたこと や、 学んだことを書いてください。

2025年度 千葉県いじめ未然防止事業 模擬授業授業者 真下 麻里子 氏 小学校中学年～高校3年生向け授業

「いじめ予防授業—自分も相手も尊重する考え方を学ぼう—」

1 使用した教材及び授業形式

[教材] 弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業（教育開発研究所、2019）参照

- ・ 添付事例（DVDの貸し借りに関する事例、拙著の事例をやや詳細にしたもの）
- ・ 添付ワークシート

[授業形式]

- ・ オンラインによる一斉授業（1クラスにつきカメラ1台）

2 授業の目的

[いじめ予防授業が前提とするテーマ]

- ・ 自分も相手も尊重する考え方（個人を尊重する視点）を学ぶ

[小学生（4～6年生）]

- ・ いじめ防止法上の「いじめ」の定義を学ぶ
- ・ 内心の自由（憲法19条等）の重要性を学ぶ
- ・ 「いじめ」は問題解決手段の選択を誤った結果であること、学校は手段の選択を練習する場であることを学ぶ
- ・ 同じ人権であっても、個人の尊厳や人格権の方が財産権よりも価値が高いことを学ぶ

[中学生、高校生]

- ・ 小学生の目的と同様
- ・ 全ての個人を尊重するために法が存在することを学ぶ

3 授業の流れ

第1 導入（約5分）

- ・ 弁護士バッチに関するクイズ など

第2 個人の尊重と法（中高生のみ）（約5分）

- ・ 日本国憲法と立憲主義
- ・ 「個人の尊厳（尊重）」のために法がある
- ・ 法的思考とは、「自分も相手もどちらも尊重する考え方」

第3 事例の検討 (約30分)

- ・ いじめ防止法の趣旨 (早期発見・重大化防止) の説明
- ・ ワークシート質問①検討
- ・ 問「もし選択肢④『みんな悪い』があったら、そちらを選ぶか？」
- ・ ワークシート質問①意見の発表
- ・ 事実関係の確認
 - 傷の大きさは“わからない” (記載なし)
 - 「傷がAさんによって付けられた」は100%ではない
 - 傷にAが気づいていたか否かは“わからない” (記載なし)
- ・ ワークシート質問②検討
- ・ ワークシート質問②意見の発表

第4 解説 (約10分)

1 「いじめ」の定義を学ぶ

- ・ みんなの意見からもわかったように、この事例を「いじめ」と感じる人もそうでない人もいる。だからこそ、何を「いじめ」と考えるか、どんな行為を「やめたほうがよい」と考えるかは、クラスや学校で共通認識を作る必要がある。そのために定義を学ぶ。
- ・ いじめ防止法上の定義の解説

2 Bさんたちは何がいけなかったのか

- ・ 「ムカつく気持ち」はOK (内心の自由 (日本国憲法19条等))
- ・ 問題なのは「解決手段の選択」のみ。
- ・ より良い手段を練習する場が学校。「練習」である以上は当然失敗もする。失敗したら、反省して学ぶことが大切。

3 「みんな悪い」がキケンな理由

- ・ Bさんが「解決手段の選択」を誤ったことを認識できず、成長の機会を失う
- ・ 財産権 vs 人格権 (個人の尊厳)
「どっちもどっち」⇔「Aさんの尊厳はDVDと同じくらいの価値」

4 「自分を尊重する」とは? (中高生のみ)

- ・ 他者を排斥する価値観の放置は、自分自身もリスクにさらすことになる
- ・ 「自分を尊重する」とは「(自分を含む) 誰もが尊重される環境を、自分で作る」ことも含まれる。

以上

いじめ予防授業ワークシート

【質問①】

この事例の第一印象を教えてください。Aさん、Bさん、CDEさんの三者のうち誰が一番“良くない（悪い）”と思いましたか。1つ選び、理由も書いてください。

- ① Aさん
- ② Bさん
- ③ CDEさん

[理由]

【質問②】

BさんとCDEさんの、Aさんに対する行いは「いじめ」だと思いますか。1つ選び、理由も書いてください。

- ① 「いじめ」だと思う
- ② 「いじめ」とまでは言えないと思う

[理由]

以上

じれい
【事例】

1. 5人のなかよしグループがありました。その5人は、いつもいっしょにいました。カバンにおそろいのキーホルダーをつけたりなどしていました。
2. あるとき、その中のAさんがBさんからある人気歌手のライブDVDを借りました。Bさんは、その歌手の大ファンでした。
3. しばらくたってから、Bさんは、Aさんに「そろそろあのDVDを返してよ。」と言いました。Aさんは、「わかった。明日、持ってくるよ。」と言いました。
4. 次の日、BさんがAさんに「DVD持ってきた？」と聞くと、Aさんは、「ごめん！忘れちゃった。絶対明日は持ってくるよ。」と言いました。Bさんは、忘れたならしかたないと思っ「わかった。絶対明日、持ってきてね。」と言いました。
5. ところが、次の日、Aさんは、またDVDを持ってくるのを忘れてしまいました。Bさんは、すごく大事なDVDなので、内心ムツとしましたが、しかたなく、また待つことにしました。
6. その2日後、Aさんは、やっとDVDを返してくれました。
7. ところが、返ってきたDVDを確認すると、ケースやDVDに傷がついており、特典でついていたポストカードも少し汚れていました。
8. Bさんは、大切なDVDを傷つけられてすごく頭にきました。でも、Aさんには、何も言いませんでした。DVDが傷ついていたことも言いませんでした。
9. その代わり、グループのメンバーのC, D, Eさんにこのことを話しました。C, D, Eさんは、Bさんがかわいそうだ、Bさんを傷つけるなんてAさんはひどい、と怒りました。
10. その日から、B, C, D, Eさんの4人は、Aさんと距離をおくようになりました。
11. 無視をするようなことはありません。ただ、少し距離をおくのです。
12. Aさんが「おはよう」とあいさつしてくれば、「おはよう」と返します。でも、以前のような笑顔はけっして見せません。
13. いつも必ず5人全員でしていた教室移動もAさんだけ置いて行かれることが少しずつふえてきました。
14. お弁当を食べるのも、Aさんがそろより前にみんなで食べ始めたりするようになりました。
15. 休み時間も、Aさんに話がふられることはほとんどなくなりました。
16. ある日の休み時間、Aさん以外の4人は、先週の日曜日にみんなでみに行った映画の話をしはじめました。Aさんは、映画にさそわれてはいませんでした。ですから、みんなが楽しそうに話す話題に全くついていけませんでした。
17. そして、Aさんは、4人のカバンから5人がおそろいでつけていたキーホルダーがなくなっていることに気づきました。代わりに、Aさんが見たことのないキーホルダーが4人のカバンにおそろいでついていることに気づきました。
18. Aさんは、グループの中に居場所がないと思い、つらい、悲しいと思うようになりました。そして、学校に行きたくない、と思うようになりました。

いじょう
以上

4 模擬授業後の感想

〈小学校1～3年生〉授業者：阿部 学 教授

- ・いじめをされている人がいたら、助けてあげる人になる。
- ・これから困っている人を見つけたら、相談にのってあげる。
- ・いじめられている人がいたら、どんな言葉を言ってあげるかを考えた。
- ・みんなが気持ち良くすごすためには、どうすればいいのかを考えた。
- ・いじめに見えないいじめがあることが分かった。

〈小学校4～6年生〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・自分がいじめられたら、すぐにやめてという。
- ・友達や自分がいじめられたときは、友達や先生、親に言う。
- ・心の中で思うのは自由なんだと初めて知った。
- ・もしも周りの友達がいじめられてたら、いじめられている友達に声をかけます。
- ・いじめ防止授業を受けて、相手が傷ついたらいじめになることやいじめの基準、心のコップ、様々ないじめ防止のことが分かりました。
- ・いじめの法律があるなんて知らなかったので知れてよかった。

〈中学校〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・人によって感じ方は違うので、それも頭の隅に置いて理解して過ごしていきたいと思いました。
- ・心の中で、「むかつく」などと思うことは法律違反ではないことを知った。
- ・弁護士の視点から話を聞けて、新しい見方を考えることができました。
- ・財産権と人格権の関係を理解することができた。

〈高等学校〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・私は最近恥ずかしい噂を流されたけど、恥ずかしい噂をする行動をした私が悪いのかと自分を責めていました。今回の授業を聞いて、一方的かつ、私が不登校になりそうなくらい辛かったので、先生に相談してみようかなと思いました。
- ・いじめの定義が分からなかったが、この講義によってより理解が深めることができたためよかった。
- ・もしこのようなことがあったら、いきなり当事者を責めず、話し合いから始めたいと思います。

〈教職員〉

- ・正しいことか正しくないことか、先生の発問で児童の思考が揺らぐ場面が要所にあって非常に勉強になりました。
- ・いじめを心理的な面から駄目というのではなく、人間の持つ権利を守ること、放棄しないこと等、法を根拠に話をされていたことに説得力があった。
- ・友人間のトラブルについて、法律を含む多様な視点から分析することで、生徒たちも新たな気づきを得られたと思う。

5 評価と分析

アンケート結果でも見られるように、児童生徒のいじめに関する法律について問う（１）について、「全く知らない」と回答している人が事前アンケートにおいて20～30%いる。また、いじめについての理的理解をはかる設問（２）でも小問ごとの回答にばらつきがあり、知識の未定着がうかがえた。

事後アンケートでは（１）について「まったく知らない」の割合はやや減少しているとともに、設問（２）については、高学年と中学生の数値が大幅に好転している。小学校1～3年についても、模擬授業で取り扱った部分については数値が微増している。

感想からも、「いじめの法律があるなんて知らなかったので知れてよかった」「いじめの定義が分からなかったが、この講義によってより理解が深めることができた」などの意見が見られた。

また「いじめといじりの違い」や「傍観者からの脱却」という観点でも「いじめに見えないいじめがあることが分かった」や「友達や自分がいじめられたときは、友達や先生、親に言う」などの意見がみられた。

以上のことから、専門家による模擬授業を行ったことで、児童生徒は法の知識を含めた知的理解が進んだと評価できるだろう。